

東京都消費者行政の形成と展開

— 消費生活対策審議会の軌跡 —

島 田 和 夫

目 次

はじめに

1 条例に基づく消費者行政体制の確立

(1) 第1次から第4次までの審議会答申と消費生活条例の制定

(2) 消費生活条例の特色

(3) 第5次から第9次までの審議会答申と消費生活条例の運用

2 社会経済状況の変化に対応する消費者行政の新たな展開

むすびにかえて

はじめに

1990年代以降の本格的な規制改革の流れのなかで、製造物責任法、消費者契約法の制定、特定商取引法・割賦販売法の相次ぐ改正など重要な消費者関連法制度の整備が短期間に急速に進められてきた。国の消費者政策の基本を定める消費者保護基本法も36年ぶりに改正され、消費者基本法が誕生している。ようやく国法レベルで消費者の権利が明示されたのである。さらに2009年には消費者行政の一元化を旨とする消費者庁・消費者委員会が設置されている。国が消費者政策を重視し始めたといえる。しかしながら、消費者問題が社会問題化し、一般に認識されたのは1960年代であり、かなりの歳月が経過している。1980年代まで国の消費者問題への対応は必ずしも積極的ではなく、自治体、消費者団体、弁護士会などが間

題に果敢に取り組んできた。とりわけ東京都は、1975年（昭和50）に全国に先駆け、消費者の権利を明示した消費生活条例（略称）を制定し、条例に基づく積極的かつ独自の消費者行政を展開してきた。全国の自治体、さらには国への影響も少なくなかったといえる。本稿では、東京都消費者行政の形成と展開において、重要な役割を果たしてきた東京都消費生活対策審議会の軌跡を辿ることによって都消費者行政の先進的取組みの一端を明らかにしたい¹⁾。なお、筆者は、1986年に第10次の同審議会に途中から専門員として参加し、その後第11次から第17次まで、委員、部会長あるいは会長として参加してきた。本稿は、1960年代から21世紀初頭までの審議会活動を中心に扱うことにする。

東京都消費生活審議会は条例に基づいて設置される審議会であり、知事の諮問に応じ、都民の消費生活に関する事項について審議し答申する、知事の付属機関である。すなわち、消費者行政の基本的事項および条例上同審議会への諮問が義務づけられている事項について、調査・検討を行い答申を行う。なお、1994（平成6）年の条例改正によって、意見具申を行うこともできるようになった。同審議会は、学識経験者、消費者代表および事業者代表から構成される。

1 条例に基づく消費者行政体制の確立

——第1次から第9次まで

東京都は消費生活条例に基づいて消費者行政を独自に展開してきたことをその特色とするが、このような体制を確立するために消費生活対策審議会は重要な役割を果たしてきた。まず、第1次から第9次までの同審議会の活動を一瞥しておく。この時期は、条例に基づく消費者行政体制の形成と確立の時代といえる。

東京都は「ニセ牛缶事件」を契機として、1961（昭和36）年に、消費

経済課を設置し、東京都消費生活物資対策審議会条例を制定した。同審議会に基づいて設置された東京都消費生活物資対策審議会は翌年活動を開始した。最初の諮問事項は、「都民の消費生活上における利益をよう護するため、消費生活物資に対し都が行政的に取り上げる必要のあると認められる施策について」であった（都知事：東龍太郎）。同審議会は、同年8月、答申している。審議期間も短く、答申も比較的簡単なものであった。同審議会が、本格的に活動を始めるのは、第3次以降であるといえる。なお、国も、1961（昭和36）年5月経済企画庁に国民生活向上対策審議会（後の国民生活審議会）を設置し、消費者保護のあり方の検討を始めている。消費者行政専管部局については、1963年に農林省消費経済課、1964年に通商産業省消費経済課、1965年に経済企画庁国民生活局が設置された。この点について、東京都がやや先行したことになる。

表1に、第1次から第9次までの答申を掲げておく。表中の*印は、消費者行政の基本に係わる答申である。なお、1971（昭和46）年に同審議会は、消費生活対策審議会と改称している。

（I） 第1次から第4次までの審議会答申と消費生活条例の制定

第1次および第2次の審議会（消費生活物資対策審議会）は、審議期間も短く、答申も簡潔であり、東京都が当面実施すべき消費生活物資の安定と消費者保護のための施策についての提言であったといえる。もっとも、第2次答申が苦情相談窓口の早急な開設を提言していたことを指摘しておいた方がよいであろう。東京都消費者センターが有楽町に開設されたのは1968年（昭和43）10月である。その後、支所が開設され、支所の統合と本所の飯田橋移転が行われたのは1984年（昭和59）である。なお、1997年（平成9）に組織改正され、都のセンターは、「センター・オブ・センターズ」構想に基づき東京都消費生活総合センターになっている²⁾。

同審議会の本格的な活動は第3次から始まる。都知事（美濃部亮吉）は、

1969 年（昭和 44）年 5 月 26 日付けで「東京都の消費者行政はいかにあるべきか～問題と対策について」という基本にかかわる事項を同審議会に諮問した。これを受けた同審議会は、約 2 年の期間に、総会 3 回、専門部会 12 回を開催し、東京都の消費者行政を総合的な見地から検討を重ね、答申を取りまとめた。消費者行政専管局の設置、食品に関する試験研究機関の設置検討、消費者センターの内容強化などを提言している。注目すべきは都の消費者行政の基本的なスタンスを明らかにし、条例制定の必要性を指摘していることである。同答申は、「法制度および国によるその運用をめぐって、地域住民たる消費者の権利、利益の立場から、その不備その他の問題が認められる場合、都としてはまず都に認められている権限を十分、かつ、有効に行使し、法制度のわく一杯に消費者行政を拡大する態度、姿勢が必要である。かかる都の努力によって補えない部分については、国に対して、法令の制定、改正を求める必要があり、同時に法令の補完的な意味をもつ条例の制定により、制度の不備を補う努力が進められなければならない」と述べている。

引き続き第 4 次審議会（設置条例が 1971 年〔昭和 46〕10 月に改正され、同審議会は、東京都消費生活対策審議会と改称している）は、「都と区市町村の協調関係のあり方について」諮問（1972 年 7 月 20 日付け）を受け、2 年の期間、総会 6 回、小委員会 20 回、区市町村長との意見交換、起草委員会 7 回を開催し、検討を重ね、1974 年 7 月に答申をとりまとめた。答申の内容には、都と区市町村との関係についてだけでなく、その前提としての都の消費者行政そのものについての検討・提案が含まれている。この点に関して注目すべきは、第 3 次答申の提言をさらに進めて、「都民の消費生活をまもる条例（仮称）」の必要性を、条例の骨子を示して強調していることである。このほか、「消費生活総合研究所（仮称）」の設置を提言している。

第 4 次答申後、消費生活条例の制定へ向けて事態は急速に進む。自治体

消費者行政は1970年代に入って新たな展開をみせることになる。消費生活条例の制定、条例をよりどころとする消費者行政の展開である。1972年に環境条例のなかに消費者保護規定を設けた神戸市は、1974年に、消費者主権の確立を目的に掲げ、消費者の権利を明示する、消費者行政全般に係わる「神戸市民のくらしを守る条例」を制定した。翌75年には、東京都が「東京都消費生活条例」（略称）を制定することになる。都の消費生活条例について触れておこう。

（2）消費生活条例の特色

都の消費生活条例は、1973年の第一次石油危機の直後の物不足、物価高騰時に制定されたが、制定に際して、1975年5月に都がまとめた条例試案要綱を都民に公開し、その批判・意見に立脚して、案文の整備を図るという当時においては画期的な方法がとられた。消費生活対策審議会にも意見を求めている。これらの意見を踏まえ、当初案が修正されて都議会に提出され、この条例案は都議会において全会一致で可決され、成立した。1975年（昭和50）10月22日に公布され、同年12月に施行された。なお、石油危機に即応するため1974年に制定された「東京都緊急生活防衛条例」は消費生活条例によって廃止された。

制定された消費生活条例の大きな特色は、「消費者の権利」を明示し、その確立を行政の目的と定めたこと、「都民の参加と協力」を前提としたこと、行政手続の公正を確保する措置を講じたこと、消費者被害を実質的に救済するように具体的システム（消費者被害救済委員会、消費者訴訟の援助）を整備したことなどである。その後、消費者の権利を条例に掲げる自治体が増えるが、東京都の条例は、「消費者の権利」を明示する先駆的な条例であったということが出来る。なお、「都民の参加と協力」を前提としているこの条例は、知事に対する「都民の申出」制度を設け、都民がこの条例を積極的に活用し、都の消費者行政の運営に参加する途を開い

ている³⁾。

条例の構成は、第1章・総則、第2章・消費者の権利の確立（第1節・危害の防止、第2節・表示及び包装の適正化、第3節・不適正事業行為の是正、第4節・調査、勧告、公表等）、第3章・消費者の被害救済、第4章・雑則となっていた。

ここで、この条例名称について説明しておこう。条例の正式名称は、「東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例」（略称、消費生活条例）であり、かなり長名である。それは、条例名はその対象とする範囲を明確に示して誤解を避け、幻想を抱かせないようにとの配慮、役に立つ条例の実現を目指して、知事の施策として、特に法的根拠を要しない分野をことさらに条例に列挙することを避け、条例を必要とする分野（規制行政と給付行政のごく一部）に限定して立法化したことに関連があるとされている⁴⁾。

（3） 第5次から第9次までの審議会答申と消費生活条例の運用

消費生活条例の制定後は、消費者の権利の確立を目指して、消費者行政が展開されることになる。消費生活条例の第2章には、単位価格表示や保証表示など、特徴ある表示規制が含まれている。適正包装の確保も規定されている。都はこれらの規定を積極的に活用することになるが、具体的な基準や具体的な品目等を指定するには、条例上、消費生活対策審議会に諮問しなければならない。第5次以降の同審議会は、各種の部会を設置し、具体的な検討を行い答申してきた。第5次以降、この種の答申の数は少なくない。答申を受け、都は、基準の設定や指定を行ってきた。「東京都適正包装の一般的基準に関する規則」、「品質表示に関する表示事項等の指定」「保証表示に関する表示事項等の指定」「単位価格等の指定」「特別の調査等を要する生活関連物資等の指定」などである。

また、第5次以降の答申においても、消費者行政のあり方について答申

されている。「消費者行政における都と区市町村の連携に関する答申」「消費者行政における情報活動と消費者教育に関する答申」「消費者被害の相談・救済のための体制及び運用のあり方に関する答申」「消費者行政における消費者教育関連事業の改善・強化策に関する答申」などである。

2 社会経済状況の変化に対応する消費者行政の新たな展開 ——第10次から第17次まで

20世紀の最後の四半世紀から21世紀にかけて、消費者を取り巻く社会経済状況および消費生活は急激に変化し、消費者問題は拡大し、多様化、複雑化した。高度情報化、少子高齢化、消費のサービス化、国際化・グローバル化、環境問題の深刻化などの進展に伴って、消費者行政は急激な社会の変化への対応を迫られた。

多様化、複雑化する新たな消費者問題を解決するには、まず現状と問題状況を的確に認識し、その認識を踏まえて将来の展望と課題を考察することが肝要である。東京都では1985年（昭和60）、消費生活対策審議会に消費者行政部会を設け、それ以降（第10次以降）、同審議会は、数次にわたって、社会経済状況の変化に対応する自治体消費者行政のあり方について検討を重ね、答申を取りまとめてきた⁵⁾。

第10次以降の消費生活対策審議会答申のうち消費者行政の現代的課題を全般的に検討したもの、条例に関するものを、表2に掲げた。なお、第10次以降も、同審議会は、各種の部会を設け、多くの答申を行っているが、表2には記載していない。なお、同審議会の部会構成は適宜決められる。第16次以降は、部会構成は簡素化され、消費者行政部会はなく、基礎問題部会が設けられている。表2では、答申年月日のみを記載しておく。

表2をみればわかるように、消費生活対策審議会は、第10次以降、高齢化、情報化、消費のサービス化、環境問題の深刻化に伴う消費者を取り

巻く社会経済状況および消費者問題を分析検討し、その対応策を審議し答申をまとめてきた。さらに、90年代以降、市場メカニズムを重視する規制改革のながれの中で、自治体消費者行政がどうあるべきかを検討し、提言を行ってきた（第16次、第17次）。

また、東京都は、既述のように消費生活条例をよりどころとする消費者行政を展開してきたが、同審議会は社会の変化に対応した条例のあり方についても検討を加え、必要に応じて改正を提言してきた。実際、同審議会の提言に基づき、1989年（平成元）、1993年（平成5）、1994年（平成6）および2002年（平成14）に消費生活条例は改正された。このなかで、1989年および1994年改正は、比較的大きな改正であったので触れておこう。

〔1989年の条例改正〕 同審議会の答申（第11次）を受けて、1989年（平成元）3月31日に条例の一部改正が行われ、公布された。主たる改正点は、①サービスに関する規定の拡充、②不適正取引行為の防止に関する規定の新設である。そのほか、定義規定の明確化のための見直し、行政の事務執行に関する規定の整備がなされている。

サービスに関する規定の拡充についての具体的な改正点は、危害の防止と表示の適正化のための条項に、サービスが含まれるように改正が行われた。

なお、条例に基づき都が指定したサービスの表示については、「有料老人ホーム及びその類似施設（1995年〔平成7〕1月1日施行）」、「外国語教育サービス（1997年〔平成9〕4月1日施行）」、「福祉レンタルサービス（2000年〔平成12〕3月1日施行）」がある。

1970年代頃から消費者取引をめぐるトラブルや被害の発生が社会問題になり始め、悪質業者は次々と新しい手口を考え出し、被害の内容も多様化、複雑化していた。都の1989年条例改正では、「不適正な取引行為の防止」という一節を設け、規定を新設した。この規定の特色は、不適正な取

引行為として条例が把握した対象の範囲が広汎であることである。6類型が規定された。すなわち、条例は、契約の勧誘に始まり、締結、内容、履行、終了の各段階で不適正と考えられる行為を列挙している。条例上の関連条文は一定の抽象性をもって表現されており、より具体的な不適正取引行為の種類は、「規則」で定められることが予定された。実際、1989年6月に「不適正な取引行為を定める規則」が制定され、そこには、34項目の不適正取引行為が列挙された。新しいタイプの不適正取引行為が登場した場合には、「規則」の改正で追加規定できる仕組みになっている。その後、数次の改正を経て、現在は、条例上の不適正取引行為は9類型、規則上の具体的な禁止行為は55項目へと増えている。

不適正取引、とくに勧誘行為を条例で規制する自治体は少なくないが、東京都の場合は、勧誘のみならず、契約の締結から終了までの各段階を射程に入れていることが特徴であるといえる。

[1994年改正] 同審議会は、条例の全面的な見直し作業を行ってきたが、1994年1月に、社会経済環境の変化に対応する消費者行政の推進方策に関する同審議会の諸提言を踏まえ、消費者の権利・利益の充実をはかるため、全面的に条例改正すべきことを提言した（第13次）。規定の新設だけでなく、現行規定の見直しも含まれているので、改正提案は多岐にわたる。条例内容について改正提案されている事項を列挙すれば、①消費者の権利の充実、②サービス化への対応、③都民への情報提供の充実、④消費者教育の推進、⑤適正な価格の確保、⑥不適正取引行為の防止の強化、⑦消費者被害救済制度の充実、⑧消費者の役割、⑨他の地方公共団体との協力、⑩消費者行政を推進する機関の設置、⑪他の条例の本条例への統合など、であった。同答申は、条例を単に事業者規制のための条例とするのではなく、幅広く消費者問題をとらえ、消費者に対する支援を含む消費者行政のあり方を定める総合的な条例として位置づけることを提言している。

同審議会の答申を受け、1994年（平成6）10月6日、条例は全部改正

され、公布された。この改正によって、条例に前文が新設され、略称であった消費生活条例が正式な条例名称となり、従来の4条例が統合され、ひとつの消費生活条例となった。これが現行の消費生活条例である。

その後、消費生活条例は、同審議会の答申に基づき、2002年（平成14）3月、2006年（平成18）12月に改正されている。

むすびにかえて

第10次以降の答申内容はかなり大部のものであり、ここで全容に触れる紙幅はないが、消費生活対策審議会の特徴及び現在でも参考になると思われるいくつかの点を指摘しておこう⁶⁾。

まず、消費生活対策審議会の審議、答申の特徴であるが、第10次から第17次まで筆者が参加した審議会の経験を踏まえると次のようにいうことができる。都は社会経済状況の変化を直視し、課題を先取りして取り上げ、同審議会に諮問してきた。同審議会では、現代の新たな諸課題について、委員はアイデアと知恵を出し合い、議論を積み重ね、さらに、提言に説得力をもたせるために必要な場合には調査を実施して検討を重ね、委員みずからが答申素案を執筆するという方法で答申をとりまとめてきた（少なくとも当該時期については）。これらの作業を委員と都の事務局職員とが協働して進める。もっとも、答申のまとめ方にも最近変化がみられ、例えば、中間答申をまとめ、パブリックコメントを求め、それを反映させて最終答申を作成するという方法が定着しつつある。

このようにして取りまとめられた東京都消費生活対策審議会の諸答申は、社会経済状況が大きく変化するなかで、消費者問題をどう捉え、消費者行政がどうあるべきかを考える場合、いわば必見の資料として、参考になるものと思われる。

現在でも参考になると思われるいくつかの点を指摘しておこう。

まず、第10次答申である。現在、高齢消費者被害の予防・救済は喫緊の課題となっているが、高齢消費者問題はかなり以前から生じていた。高齢者の消費者被害の問題が本格的に議論されるようになったのは、1980年代中頃に大きな社会問題になった「豊田商事事件」以降であるといえる。その後、各所で高齢者に関わる消費者問題についての調査・研究が行われ始める。対応策の提言も行われてきた。東京都消費生活対策審議会は早くも1987年（昭和62）5月に、『情報化、高齢化社会の進展に即応した消費者行政のあり方に関する答申』を取りまとめ、発表している。筆者も討議に参加していたが、高齢消費者被害の要因を分析し、解決に向けての基本的視点を提示しており、今なお参考に値するものと思われる。同答申は、心身機能の低下が高齢者の消費者被害の一因ではあるがそれは主たる要因ではなく、社会での孤立、心身機能低下や経済生活の「不安」、さまざまな弱点をもつが故の「攻められやすさ」など、被害要因は複合的であり、対応策もこれらの要因を認識しそれを踏まえたものでなければならないとする。消費者行政の基本的な視点、さらには取り組むべき課題について、同答申は、多面的に述べるが、ここでは次の点に注目しておきたい。「高齢者について、ともすると高齢者の一人ひとりを問題としてとらえ、生じてくる問題についても、その高齢者個人をどうするかというように他者から切り離して考えがちであるが」「高齢者をまさに家族の中に、更には地域社会の中に位置づけて考えて、初めて正しい問題の把握がなされ则认为られ」、自治体は「地域の人々が一体となって協力し合い、触れ合いや助け合いを通じて消費者問題を解決し、また自己啓発ができるような地域の生活環境基盤を整備していくことが肝要である。」としている。20年以上も前の答申ではあるが、今なお、高齢消費者被害の防止・救済を考える際の基本的な視点と思われる。

つぎに、第14次答申「環境にやさしい消費者行政の推進に関する答申」（1996年〔平成8〕年5月17日）と「グリーンコンシューマー東京ネット」

との関係に触れておく。同答申は、環境問題の解決のためには社会経済システムの転換が不可欠であり、そのために消費者はなにをすることができるかを検討し、消費生活が商品・サービスの選択・購入から始まるといういわば原点に立ち戻り、環境に配慮した、消費者の商品選択行動を重視することによって、「環境にやさしい消費者行政」推進の基本的な考え方を明らかにした。答申は、都の消費者行政としても環境問題の深刻化に対応する施策をとるべきであるとして、施策の方向として、①「環境にやさしい消費生活」の推進、②環境問題に取り組む都民の組織的活動への支援、③「環境保全型商品」の開発・普及の誘導を明示し、そのための具体的な施策をいくつか提案した。

そのなかで、環境保全型社会を推進するために、都民・消費者が主体的に討論し、提言し、実践し、行動する場をつくり、都民・消費者の活動を支援するものとして、「環境にやさしい消費生活・都民フォーラム（仮称）」の設置を提言した。答申は、このフォーラムには常設の事務局を置き、都民と行政が協働して活動を行い、「環境にやさしい消費生活」に向けた運動を展開することが期待されると述べている。この答申の提言を受ける形で、東京都が設置したのが「循環型社会をめざす消費生活推進協議会」（愛称、グリーンコンシューマー東京ネット）である。協議会の設置は、全国に先駆けて環境問題に対する消費者行政としての取り組みを開始した点で、さらには、従来の行政手法とは異なる消費者との協働を具体化した点で画期的な試みといえる。前記の協議会は当初から存続は3年間で、準備期間を経て、都民主体のNPOに改組することを予定していた。実際その後、予定どおり21世紀に入りNPOとなり、現在「グリーンコンシューマー東京ネット（正式名称）」として、活動中である。今後、官民協働による消費者行政の推進はますます必要となるが、その仕組みづくりの行政手法として、このような行政による期限付き協議会の設置、NPO化というやり方は注目されてよいのではなかろうか⁷⁾。

最後に、都審議会の先見性についてひとこと触れておこう。2009年2月に、「消費者市民社会への展望」というタイトルで『平成20年版・国民生活白書』⁸⁾が発表されて以降、「消費者市民」が各所で使われはじめているが、第15次の「消費者問題の解決に向けた都民の自主的活動に対する消費者行政のあり方に関する答申」(98[平成10]年10月26日)⁹⁾が、わが国における消費者問題の歴史と現況を踏まえたうえで、公益の担い手である「消費者・市民」に着目し、その活動の必要性、重要性を指摘し、支援策を提言していることを記しておく。

表1 消費生活対策審議会の答申～第1次から第9次まで～

第1次	*「東京都消費生活物資対策審議会第1次答申について」(62年[昭和37]8月1日。諮問：同年4月4日)
第2次	*「東京都が当面実施すべき消費生活物資の安定と消費者保護のための施策について」(66年[昭和41]3月12日。諮問：65年11月25日)
第3次	*「東京都の消費者行政はいかにあるべきか～問題と対策～について」(71年[昭和46]3月18日。諮問：69年5月26日)
第4次	*「消費者行政に関する答申～都と区市町村の強調関係のあり方を中心に」(74年[昭和49]7月15日。諮問：72年7月20日)

◇1975年[昭和50]10月22日：「東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例」(略称・東京都消費生活条例)「東京都消費者被害救済委員会条例」「東京都消費者訴訟資金貸付条例」「東京都消費生活対策審議会条例の一部を改正する条例」公布、12月10日：4条例、施行

第5次	「単位価格等表示に関する答申」(76年[昭和51]3月24日。単位価格等の表示、60品目) 「品質表示に関する答申」(76年[昭和51]6月1日。品質表示、14品目) 「適正包装一般基準に関する答申」(76年[昭和51]6月1日。) 「生活物資の危害の防止に関する答申」(76年[昭和51]11月25日。保証表示、36品目) 「品質等の保証表示に関する答申」(76年[昭和51]11月25日。当面なすべき危害防止対策)
第6次	「単位価格等表示に関する答申」(77年[昭和52]5月16日。) 「品質表示に関する答申」(77年[昭和52]11月29日)

	「品質等の保証表示に関する答申」(78年〔昭和53〕5月27日。) 「単位価格等表示に関する答申」(78年〔昭和53〕5月27日。) 「食用赤色2号の認定に関する答申」(78年〔昭和53〕11月20日。赤色2号は危害を及ぼす疑いがある生活物資である)
	* 「消費者行政における都と区市町村の連携に関する答申」(78年〔昭和53〕12月22日。) 「品質表示に関する答申」(78年〔昭和53〕12月22日) 「包装の適正化に関する答申」(78年〔昭和53〕12月22日。) 「消費生活条例にもとづく物価調査に関する答申」(78年〔昭和53〕12月22日)
第7次	「品質等の保証表示に関する答申」(79年〔昭和54〕10月9日) 「品質表示に関する答申」(80年〔昭和55〕5月6日。) * 「消費者行政における情報活動と消費者教育に関する答申」(80年〔昭和55〕12月23日) 「天然着色料の危害防止対策に関する答申」((80年〔昭和55〕12月23日。このほか、部会報告「単位価格等表示について」「青果物の包装について」がある。)
第8次	「品質表示及び品質等の保証表示に関する答申」(81年〔昭和56〕9月12日) 「品質表示に関する答申」(82年〔昭和57〕7月10日) 「単位価格等表示に関する答申」(82年〔昭和57〕7月10日) 「青果物の包装に関する答申」(82年〔昭和57〕7月10日) * 「訪問販売に関する最近の消費者紛争を解決するための提言〔中間答申〕」(82年〔昭和57〕7月10日) * 「消費者被害の相談・救済のための体制及び運用のあり方に関する答申」(83年〔昭和58〕2月4日) 「衣料の難燃化及びその他の物資の安全に関する答申」(83年〔昭和58〕2月4日) 「品質表示に関する答申」(83年〔昭和58〕2月4日)
第9次	「品質等の保証表示に関する答申」(84年〔昭和59〕2月20日) * 「消費者行政における消費者教育関連事業の改善・強化策に関する答申」(85年〔昭和60〕2月20日) 「乳幼児用製品及びその他の物質の安全性に関する答申」 「品質表示及び品質表示等の保証表示に関する答申」 「単位価格等表示に関する答申」 「生活物資の包装適正化に関する答申」(以上、4つの答申年月日は、85年〔昭和60〕2月20日。1冊の答申集として公表。以後、同様)

表2 第10次以降の消費生活対策審議会（消費者行政部会関連）答申

第10次	「情報化、高齢化社会の進展に即応した消費者行政のあり方に関する答申」(87年〔昭和62〕5月28日)
第11次	「東京都生活物資の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例の改正に関する答申」(88年〔昭和63〕7月29日) 「不適正な取引行為に関する答申」(89年〔平成元〕6月7日) 「消費のサービス化に対応する消費者行政のあり方に関する答申」(89年〔平成元〕8月30日)
第12次	「社会経済環境の変化に対応する消費者行政の推進方策に関する答申」(91年〔平成3〕11月5日)
第13次	「東京都生活物資等の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例の改正に関する答申」(92年〔平成4〕11月30日) 「東京都における計量行政のあり方に関する答申」(92年〔平成4〕11月30日) 「東京都生活物資等の危害の防止、表示等の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例の改正に関する答申」(94年〔平成6〕1月25日)
第14次	「不適正な取引行為を定める規則の改正に関する答申」(94年〔平成6〕11月11日) 「環境にやさしい消費者行政の推進に関する答申」(96年〔平成8〕5月17日) 「東京都消費生活条例第43条に規定する『基本計画』の策定に関する答申」(96年〔平成8〕5月17日)
第15次	「消費者問題の解決に向けた都民の自主的活動に対する消費者行政のあり方に関する答申」(98年〔平成10〕10月26日)
第16次	「社会経済システムの変化と消費者行政のあり方についての答申」(2000年〔平成12〕12月25日)
第17次	「社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則の改正について」(01年〔平成13〕12月21日) 「社会経済状況の変化に対応した消費者被害救済のための新たな仕組みづくりに関する答申」(03年〔平成16〕5月26日)

*その後、第18次の「消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による新たな消費者施策のあり方に関する答申」(2005年〔平成17〕7月22日)、第19次の「消費者被害防止のための事業者規制のあり方に関する答申」(2006年〔平成18〕10月13日、第20次の「東京都消費者基本計画の改定に関する答申」(2008年〔平成20年〕8月22日がある。

註

1) 本稿は、『日本消費者問題基礎資料集成3 東京都消費者行政資料』の『別冊 解題』に執筆した「東京都消費生活対策審議会の軌跡」（2005年11月）を大幅に加筆・補正したものである。なお、前記『資料集成3』は、全10巻から構成され、「東京都消費生活対策審議会答申（第1次～第16次）」、「東京都消費者被害救済委員会報告書・集」、『かしこい消費者No.1～No.300』（現在の情報誌『くらしネット』の前身）を収めている。

前記『日本消費者問題基礎資料集成』（2004年末に刊行を開始し、2009年12月に完結）は、筆者も編集に協力したが、全11期、各期10巻という大部の資料集であり、戦後消費者問題研究に必見の資料集成とでもいうべきものである。その意義を記しておこう。次のようにいうことができよう。『日本消費者問題基礎資料集成』は、消費者問題に果敢に取り組んできた消費者団体の主要な機関誌の復刻を中心に、東京都を始めとする自治体消費者行政の答申・報告書や日弁連消費者問題対策委員会の機関紙などを収録するものであり、1期から11期までの資料集成を目の前にすると、壮観である。図書館でも見つけることが難しい『主婦連たより』『全地婦連』『月刊消費者レポート』『月刊消費者』、全国消費者大会資料、自治体消費者行政・日弁連関連資料などを容易に読むことができるようになったことは有難い。年表に記された個々の消費者問題を当時の時代状況との関連で捉えることができる。

1990年代以降、規制改革の流れのなかで、ようやく国も消費者問題に積極的に取り組み始め、消費者の権利実現に役立つ法律が次々に制定され、遂に消費者庁が設置されたが、今も、先達の取り組みから学びとることは少なくない。戦後の消費者運動、消費者行政を研究する際、必見の資料であるといえる。

2) この改組については、審議会ではなく特別の懇談会（東京都消費生活総合センターの整備に関する懇談会）が設置され、検討された。同懇談会は、「センター・オブ・センターズ構想」を提示した。基本的な相談・苦情は区市町村の消費生活センターで処理し、高度な専門性、広域にわたる相談・苦情は東京都のセンターで処理し、都のセンターは区市町村のセンターを支援

するという構想である。このような構想は、消費者基本法でも採用されていることを付記しておく。なお、筆者もこの懇談会に副座長として参加している。『東京都消費生活総合センターの整備に関する懇談会報告』1996（平成8）年7月参照。

- 3) 知事への申出の件数は、条例制定以降、71件であり、活用されているとすることができよう（『消費生活条例と私たち 平成20年版』東京都消費生活部）。
- 4) 条例の制定過程については、消費者条例研究会『東京都消費生活条例逐条解説』1977年5月、ぎょうせい、を参照。消費生活条例研究については、正田彬、鈴木深雪『消費生活条例』1980年1月、学陽書房を参照。
- 5) 消費生活条例の概要、改正および運用状況を知るには、条例制定後、逐次発行されてきた『消費生活条例と私たち』が便利である。
- 6) 第10次から第12次までの答申については、清水誠・金子晃・島田和夫『消費者行政と法』1993年8月、三省堂が、答申本文を収録し、審議に参加した三名が解説を付している。
- 7) 循環型社会をめざす消費生活推進協議会の3年間の活動状況については、その協議会の会長を努めた筆者の小括報告『『グリーンコンシューマー東京ネット』について』（東京都）がある。
- 8) 内閣府『国民生活白書・平成20年版 消費者市民社会への展望～ゆとりと成熟した社会構築に向けて』2009〔平成21〕年2月9日、社団法人時事画報社。
- 9) 同答申は、2部構成で、以下のように展開する。

第1部 現代の消費者問題と消費者・市民活動

- 1、消費者問題と消費者運動の変遷 (1) 社会経済に根ざした消費者問題、(2) 消費者運動の多様な展開
- 2、消費者・市民活動の課題 (1) 市民社会における消費者・市民活動に期待される役割、(2) 消費者問題解決に向けた自主的活動の重要な課題
- 3、消費者・市民活動に対する行政のあり方 (1) 公共の課題解決に向けての消費者・市民活動への支援、(2) 消費者の権利実現システムの一環としての消費者・市民活動支援行政、(3) 事業者に対する消費者行政の新たな課題

第2部 都民の自主的活動に対する消費者行政のあり方、では、第1部を踏まえて、東京都が採るべき施策が提言されている。